

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月22日
【会社名】	イワキ株式会社
【英訳名】	IWAKI & CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩城 慶太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目8番2号
【縦覧に供する場所】	イワキ株式会社大阪支社 (大阪府大阪市中央区道修町一丁目4番1号) イワキ株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中区丸の内二丁目2番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年2月24日に提出いたしました第77期（自平成27年12月1日至平成28年11月30日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は平成29年5月22日に、平成28年11月期の有価証券報告書及び平成29年11月期第1四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、平成28年11月期、連結子会社において固定資産の減損会計の適用にあたり減損損失の算定に使用する数値に関して、当該連結子会社が平成22年11月期に新規の連結子会社となった際に、土地・建物の評価差額を計上していたにもかかわらず、このことが考慮されず当該会社の個別決算上の帳簿価格に基づいて減損損失が計上されたことによるものです。

これらは、該当する会計基準の理解不足、当社の決算・財務報告プロセスにおける該当項目の内部統制について運用が不十分であったなど、財務数値を作成すべき体制に起因した不備であり、決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じて、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正してまいります。

- ・決算・財務報告プロセスの見直しによる内部統制の強化
- ・経理マニュアル（決算業務）の整備による管理体制の強化
- ・経理連結決算業務に関する専門知識の向上